

自動交付機のご利用を

夜間・休日も住民票の写し・印鑑登録証明書を発行しています



▲自動交付機



▲自動交付機操作用カード(見本)

設置場所	利用できる日時(※)	問合せ先
新宿区役所 本庁舎1階 (戸籍住民課前)	月~金曜日(祝日等を除く) 午前8時30分~午後5時 (火曜日は午後7時まで)	戸籍住民課 住民登録係 ☎ (5273) 3601
新宿区役所 第1分庁舎1階 (正面玄関横)	毎日午前8時30分~午後9時	戸籍住民課 住民登録係 ☎ (5273) 3601
地域センター (特別出張所等 区民施設1階)		地域センター併設の 各特別出張所(戸塚 特別出張所を除く)

※年末年始と地域センターの休館日(年4回程度)は利用できません。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601へ。

◎設置場所・利用日時
左表のとおり

自動交付機の利用には、操作用カードの取得と利用登録が必要です。戸籍住民課・特別出張所で手続きの上、ご利用ください。

夜間や土・日曜日、祝日等でも「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を受け取ることができます。自動交付機を、区役所本庁舎に設置しています(戸塚地域センターは、22年2月から設置予定)。

自動交付機の利用には、操作用カードの取得と利用登録が必要です。戸籍住民課・特別出張所で手続きの上、ご利用ください。

◎交付手数料

▼住民票の写し: 1通200円
印鑑登録証明書: 1通200円
(窓口での交付はいずれも300円)

◎操作用カードの取得

3種類の操作用カード(住民基本台帳カード・自動交付機カード・新しい印鑑登録証)から1種類を選択し、戸籍住民課・特別出張所基本台帳カードは戸籍住民課のみ)で取得してください。操作用カードの種類により、発行できる証明書が異なります(下表)。

操作用カードの取得後、戸籍住民課・特別出張所で利用登録をしてください。発行手数料、取り扱い窓口等は下表のとおりです。

◎利用登録

操作用カードの取得後、戸籍住民課

・特別出張所で利用登録をしてください。発行手数料、取り扱い窓口等は下表のとおりです。

操作用カードの取得と利用登録には本人確認書類が必要です

有効期限内の運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード等の、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書・許可証をお持ちください。

お持ちでない方には、申請後にご自宅へ照会書等を郵送します。届きましたら、ご本人が回答書等を窓口にお持ちください。

申請は委任状等をお持ちの代理人でもできますが、カードの受け取りと利用登録ができるのはご本人のみです。

21年6月1日以前に新宿区で印鑑登録をした方がお持ちの印鑑登録証(白地に緑の帯が印刷してあるカード)では、自動交付機の操作はできません。新しい印鑑登録証に無料で交換します。戸籍住民課か特別出張所に現れます。

お持ちの印鑑登録証をお持ちください。

【操作用カードの取得と利用登録には本人確認書類が必要です】
有効期限内の運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード等の、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書・許可証をお持ちください。
お持ちでない方には、申請後にご自宅へ照会書等を郵送します。届きましたら、ご本人が回答書等を窓口にお持ちください。
申請は委任状等をお持ちの代理人でもできますが、カードの受け取りと利用登録ができるのはご本人のみです。

操作用カードの種類	発行できる証明書		カードの発行場所	カードの発行手数料	利用登録ができる場所	利用登録の手数料	カード発行・利用登録の取り扱い日時
操作用カードの種類	住民票の写し	印鑑登録証明書(印鑑登録している方)	カードの発行場所	カードの発行手数料	利用登録ができる場所	利用登録の手数料	カード発行・利用登録の取り扱い日時
住民基本台帳カード(★)	○	○	戸籍住民課 各特別出張所	500円	戸籍住民課 各特別出張所	無料	月~金曜日 午前8時30分~午後5時
自動交付機カード	○	—		無料			月~金曜日 午前8時30分~午後5時 (火曜日は午後7時まで)
新しい印鑑登録証	○	○		50円			

★すでに持っている住民基本台帳カードを利用して登録することもできます。利用登録は夜間業務を実施している火曜日も午後5時までです。

区役所本庁舎の定期点検・工事を含めたすべての自動交付機を停止します。

【停止期間】9月19日(土)~23日(祝)

自動交付機の利用停止 アンケート調査にご協力を

区議会に開催するアンケート調査にご協力を

この審査会(区民委員3名・学識経験者2名・区議會議員3名)は、区議會議員が政治倫理基準に違反し、審査請求があつたときに審査を行うほか、政治理論の確立のための調査等を実施します。

区民の皆さんに区議会への意識等を伺い、今後の議会改革の取り組み等に役立てます。ご協力をお願いします。

調査結果の概要是、22年3月発行の「新宿区議会だより」でお知らせする予定です。

【調査方法】無作為に抽出した20歳以上の方2千500名のご自宅に、調査票をお送りしています。無記名で回答し、同封の返信用封筒で返送してください。

【問合せ】議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎ (5273) 3534へ。

【対象】区内在住の20歳以上(21年12月1日現在)で、平日に開催する審査会に出席できる方、3名

【申込み】「区議會議員に期待されること・求めること」をテーマを選択し、作文(800字程度)に住所・氏名・性別・年齢・電話番号を記入し、9月25日(金)までに議会事務局調査管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎5階) ☎ (5273) 3534へ郵送(必着)またはお持ちください。

【申込み】「区議會議員に期待すること・求めること」をテーマを選択し、作文(800字程度)に住所・氏名・性別・年齢・電話番号を記入し、9月25日(金)までに議会事務局調査管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎5階) ☎ (5273) 3534へ郵送(必着)またはお持ちください。

【申込み】「区議會議員に期待すること・求めること」をテーマを選択し、作文(